

令和6年10月22日（火）

於・農林水産省8階 中央会議室

水産政策審議会資源管理分科会

第11回くろまぐろ部会

議事速記録

水産政策審議会資源管理分科会

第11回くろまぐろ部会

議 事 次 第

日時：令和6年10月22日（火）

13：30～16：21

場所：農林水産省8階 中央会議室

1 開会

2 議事

- （1）令和7管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について
- （2）資源管理基本方針の一部を変更する改正案について
- （3）その他

3 閉会

午後 1 時 3 0 分 開会

○漁獲監理官 予定の時刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会資源管理分科会第11回くろまぐろ部会を開催いたします。

私、本日の事務局を務めます漁獲監理官の福井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務的な御案内です。

本日の会場は委員の皆様の前に個々のマイクが設置されておりませんが、委員の皆様の間にハンドマイクを用意しておりますので、そちらをお使いいただきまして、御発言の際は挙手をいただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の東村委員におかれましては、W e b e x のマイク機能をオンにした上で御発言ください。それ以外ときはミュートの状態にしてくださるようお願いいたします。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合には、画面の左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせください。

続いて、傍聴される皆様へ御案内です。あらかじめ傍聴申込要領を御確認いただいた上で申込みをいただいておりますが、御留意いただきたい点について幾つか改めて御案内いたします。

オンライン会議システム、P C 、 I C レコーダー等による録画、録音はお控えください。報道関係者の方は冒頭カメラ撮りとなりますので、後ほど「冒頭カメラ撮りはここまでです」と改めて御案内いたします。傍聴中は静粛をお願いいたします。ごみは全てお持ち帰りください。その他、部会長及び事務局員の指示に従ってください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第 8 条第 3 項で準用する同条第 1 項の規定により、部会の定足数は過半数とされております。本日はくろまぐろ部会委員 7 名中 7 名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の部会は成立いたしておりますことを御報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますけれども、まず、議事次第がございます。その次に資料の一覧がございます。資料 1 といたしまして「水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会委員名簿」でございます。資料 2 が「前回のくろまぐろ部会で出された今後の配分に関する意見」でございます。資料 3 が「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方に

ついて（案）」でございます。資料４が、同じく「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について（案）新旧対照表」になります。資料５が「資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集について」でございます。資料６が「資源管理基本方針別紙２－１くろまぐろ（小型魚）新旧対照表」になります。資料７が「資源管理基本方針別紙２－２くろまぐろ（大型魚）新旧対照表」になります。

資料８以下が参考資料でございますけれども、資料８「（参考）「近年の平均漁獲実績」のシェアの算出について」になります。資料９が「（参考）漁獲インパクト」になります。資料１０「（参考）今後のスケジュールについて」になります。資料１１「（参考）太平洋クロマグロの資源管理について」になります。資料１２「（参考）クロマグロの漁法別取引価格について」になります。

資料は以上でございますが、資料に不備がございましたら事務局にお申出お願いいたします。

報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラ撮影の方は御退席をお願いします。

それでは、ここから山川部会長に議事進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○山川部会長 本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。

議事（１）令和７管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方についてに先立ちまして、まずは事務局から、前回の部会で出た意見等についての説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の赤塚です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

冒頭、山川部会長からありましたとおり、この議事では二つの項目を扱います。最初といたしまして、前回９月２４日に開催されたくろまぐろ部会で出た今後の配分に関する意見について、資料２で説明を行わせていただきます。

資料２を御覧ください。前回のくろまぐろ部会で出された今後の配分に関する意見をまとめたものです。

その他の意見も含めた議事の速記録は現在、御確認いただいているところでして、近日中に水産庁ホームページにて公開する予定となっています。

まず、資料の大まかな構成ですけれども、項目立ては前回部会の資料と同じとしております。そして項目ごとに現行、論点、そして出された意見という構成になっています。

現行と論点につきましては前回から変わっておりませんが、改めて説明します。

それでは、まずスライド1枚目です。

項目①配分基礎（大臣管理区分と都道府県（沿岸漁業）への配分の考え方）です。

小型魚の現行の考え方ですけれども、W C P F Cで合意された基準年の平均漁獲実績の2分の1の数量を基本として、それぞれ処理を行ったものを令和6管理年度の基礎配分としているところです。

大中型まき網漁業については、上乗せはなし、他の区分に配分する原資となった数量、留保に抛出した数量、大型魚へ振り替えた数量の合計を削減した形となっています。

かじき等流し網漁業については、大中型まき網漁業から得た数量を原資として配分された数量、留保から配分された数量の合計が上乗せされた形となっています。削減はありません。

かつお・まぐろ漁業については、大中型まき網漁業から得た数量を原資として配分された数量、そして留保から配分された数量の合計が上乗せされています。また、大型魚に振り替えた分がここから削減されているところです。

沿岸漁業については、大中型まき網漁業から得た数量を原資として配分されたもの、留保から配分されたもの、また、W C P F Cの決定、これは大型魚が15%増枠したときのものですけれども、それを受けた配分の合計を上乗せしたものです。削減はありません。

1枚おめくりください。スライド2です。

今度は大型魚についての現在の考え方です。

2015－16年の平均漁獲実績の数量を基本として、それぞれこれから御説明します処理を行ったものを令和6管理年度の基礎配分としております。

大中型まき網漁業については、小型魚から振り替えられた数量、そしてW C P F Cの決定を受けた配分の合計が上乗せされているところです。このW C P F Cの決定というのは、欄外にありますとおり、まず2021年の大型魚の15%増枠、同じく2021年の振替倍率が適用される小型魚から大型魚の枠の振替の導入、そして2023年の北委員会で決まりました振替倍率が適用される小型魚枠の上限引上げでして、これを上乗せしたところです。また、留保に抛出した分が削減されています。

かじき等流し網漁業については、留保から配分された数量と、先ほど同様のW C P F C

の決定を受けた配分の合計が上乗せされています。削減されたものはありません。

かつお・まぐろ漁業については、小型魚からの振替数量、また、さきの二つと同様に留保から配分された数量、W C P F C の決定を受けた配分の合計が上乗せされています。削減はありません。

最後、沿岸漁業については、留保から配分された数量とW C P F C の決定を受けた配分の合計が、この2015－16年の平均漁獲実績の数量に上乗せされています。削減はありません。

では、この項目について前回、私どもが挙げた論点ですけれども、スライド3の赤字にありますとおり、三つあります。

一つ目は、今、使われています令和6管理年度の基礎配分のシェアを継続するのかということです。二つ目は、そうではなくて近年の平均漁獲実績のシェアとするかということです。三つ目は、上記のいずれかを基本としつつ、枠管理の負担の大きい漁業等に対してどのように配慮するのかというものです。この三つの論点を事務局としては挙げさせていただきました。

これに基づいて審議していただいた際にいただいた御意見ですけれども、一つ目が、現在の配分基礎はW C P F C の基準年の平均漁獲量を基本としてつくられたものであり、継続を希望する。国際的な議論との関係で分かりやすいという御意見でした。

二つ目は、考え方を見直して他のT A C 資源で基本的に用いられている直近3か年の平均漁獲実績を基本とした方が、分布域や海洋環境の変化などの影響をある程度は反映しているという意味では望ましいという御意見でした。

三つ目は、近年の実績を基本とした方が、消化率が悪いと将来的に割当量が減るので枠消化のインセンティブが働く。そういう意味では、漁獲枠の有効利用の観点からも望ましいのではないかとというものでした。

四つ目は、他のT A C 資源で基本的に用いられている考え方を採用することは理解しやすく、一定の説得力もあるのではないかとという御意見でした。

五つ目は、他のT A C 資源で基本的に用いられている考え方を採用することについては考慮に値するものの、「沿岸漁業への配慮」の具体的な形を示してもらえないと判断ができないというものでした。

六つ目、かつお・まぐろ漁業については、直近3か年の平均漁獲実績を使う場合、他の管理区分と比べて低い配分数量だった年が含まれるので、そのことを配慮してほしいというものでした。

最後です。魚価や経済効果についても配分数量の考え方に盛り込んでほしいという御意見をいただきました。

続きましてスライド4枚目、項目②都道府県配分の基準です。

現行は、小型魚は自主管理開始以前の2010－12年の平均漁獲実績のシェア、大型魚は数量管理が始まる直近3か年、2015年－17年度の平均漁獲実績のシェアを基本として配分し、配分数量が少ない都道府県に対しては以下の配慮を行っているところです。

一つ目は、数量がゼロになる都道府県に対しては一定の数量、小型魚にあつては0.1トン、大型魚にあつては1トンを上乗せ配分しています。二つ目は、大型魚について数量が少ない都道府県に対しては、一定の数量を上乗せ配分するということを現行では行っています。

ここについての論点ですけれども、三つありまして、一つ目は、今のやり方を継続するのかということです。二つ目は、逆に今の考え方を見直して近年の漁獲実績のシェアを使うかという論点です。三つ目は、資源増に伴い混獲が増えている状況下で、配分数量の少ない都道府県への配慮をどうするのかという論点でした。

これに関していただいた御意見でございますけれども、項目①の大臣管理区分と都道府県全体の配分の考え方が決まらなないと、この部分については検討ができないという御意見をいただきました。

項目③国の留保です。

現行は、小型魚、大型魚とも100トン程度を、日本の漁獲枠の超過リスク等に対応するために管理年度末まで国が保持する留保枠としているところです。これに加えて、前の管理年度の未利用分について国全体で繰り越す数量、これは17%が上限ですけれども、それと各大臣管理区分、各都道府県の繰越量、こちらは10%を上限としていますが、その合計との差分、また、同一の大臣許可漁業又は都道府県内での小型魚から大型魚の漁獲枠の振替の一部が国の留保に入り、都道府県に追加配分されているところです。

ここについての論点は、2点ございます。

一つ目は、小型魚、大型魚ともに、日本の漁獲枠の超過リスク等に対応するために管理年度末まで国が保持する留保枠の数量を見直すかということです。こちらについては遊漁とも関係するところです。二つ目は、国の留保に繰り入れるルールは現行どおりにするのか。こちらは項目⑤から⑦と関係する部分です。

ここについていただいた意見ですけれども、一つ目は、「沿岸漁業」や「混獲回避に係

る負担」といった配慮事項は配分の基準に盛り込むのではなく、国の留保からの配分の形で対応すべき。したがって、留保の数量は現在よりも増やすべきという御意見でした。

二つ目は、ある程度落ち着いたら留保の数量を減らしてもよいけれども、今は時期尚早ではないかという御意見でした。

三つ目は、遊漁も留保の内数であり、留保の数量を増やせば一定の配慮ができるのではないかという御意見でした。

ページをおめくりください。

項目④遊漁への対応です。

現行の状況ですけれども、小型魚は採捕を禁止しているところにして、大型魚は、日本の漁獲枠の超過リスクに対応するために、先ほど申しました管理年度末まで国が保持する留保枠100トン程度の内数、具体的には40トンで対応しているところです。

この項目についての論点ですけれども、一つ目が、遊漁に対応する数量、今の40トンを見直す必要があるかというところです。

二つ目は、漁業と同様の管理区分を設ける必要があるかというところです。

このことについていただいた御意見ですけれども、まず、全体像の把握ができず、全国組織も存在していないクロマグロ遊漁に漁業と同様の管理区分を設けることはいかがかという御意見をいただきました。

二つ目は、将来遊漁にも管理区分が設定されて枠が配分される可能性があるということですが、今後予定されているクロマグロ遊漁管理の高度化に遊漁者が参画するインセンティブとなることを期待するというものでした。

最後は、遊漁船業は都道府県知事の管理下にあるので、都道府県に配分した数量の中で遊漁に対応することを可能とする仕組みがあればよいのではという御意見を頂戴しました。

続きまして、項目⑤未利用分の繰越ルールです。

現行ですけれども、各大臣管理区分、各都道府県の繰越率は10%を上限としています。前の管理年度の未利用分について、日本全体の漁獲枠の繰越量、こちらはW C P F C のルールの下、17%まで大丈夫となっておりますけれども、これと先ほどの10%を上限とする各大臣管理区分、各都道府県の繰越量との合計で生じる差分ですね、こちらを国の留保に繰り入れるという運用としています。

このことについての論点といたしましては、こういった繰越上限は現行どおりとするのかということについて掲げさせていただきました。

このことについては、特に御意見はありませんでした。

次のページに移ります。

項目⑥留保の配分において配慮すべき事項です。

現行では、沿岸漁業、漁法の特性に起因する事項、例えば混獲回避などです、資源評価に用いるデータの収集を留保の配分において配慮すべき事項としています。また、未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項への配慮や資源評価に用いるデータ収集への配慮を行うこととし、小型魚については沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業を優先する必要があるとなっています。

このことについての論点としては、現行のルールは引き続き必要かということを挙げさせていただきました。

委員の方からは、留保から沿岸漁業への配分については現行のルールを堅持してほしいという御意見を頂戴したところです。

最後は、項目⑦小型魚→大型魚の枠の振替です。

まず、現行の運用ですけれども、枠の振替に適用される係数、これはW C P F Cで1.47倍と決められています。このメリットを享受するために国全体で振替量400トン以上を目指すこととして、実際に400トン以上を振り替えているところです。

加えて、令和6管理年度は適用上限がこれまでの10%から30%に引き上げられたことを受けて、同じ大臣許可漁業とか同じ都道府県内での枠の振替を、要望調査を踏まえて行ったところです。この際、大臣許可漁業の振替に適用する倍率は1.2、都道府県の振替に適用する倍率は1.4として、W C P F Cのルール1.47との差分はまず国の留保に入れた後、都道府県に追加配分していたところです。

このことについての論点としては、今回、北委員会で大型魚の50%増枠が決定したことをもって、日本全体の振替量の目標は引き続き必要かということと、同じ大臣許可漁業又は都道府県内での枠の振替は、今の扱いを継続するのかということを掲げさせていただきました。

このことについての御意見といたしまして、まずは来遊状況を見ながらでないと判断できないのではないか、400トン以上を目指すとしつつ、要望に応じて振り替えたらいののではないかという御意見をいただきました。

同一の大臣許可漁業又は都道府県での枠の振替については要望としてはいつでも簡単にできることを求められているところですが、これを認めると管理年度中に小型魚と

大型魚の枠の交換が行われなくなって、限られた小型魚の枠が国全体で見ると有効に利用されなくなるおそれがあるのではないかと、これが事務局の説明でしたけれども、このことに対して、近年の漁獲実績ベースで配分するのであれば枠消化のインセンティブは働くと思うのである程度自由な振替を認めてもよいのではないかと思います。いずれにしても、バランス次第ではないかという御意見をいただいたところです。

以上が資料２の説明です。

続きまして、前回の部会に関連する資料３点について説明させていただきます。

資料８に移って下さい。

「「近年の平均漁獲実績」のシェアの算出について」という資料です。

前回のくろまぐろ部会において、審議の参考として、他のＴＡＣ資源で基本的に用いられている「近年の漁獲実績」を使用した2021年から2023年の平均漁獲実績のシェアを用いた配分の試算、これを当時、我々は試算②と呼んでございましたけれども、提示しました。

部会後に判明したことですけれども、このシェアの算出の仕方について、試算②で用いた手法と他のＴＡＣ資源で基本的に用いられている手法の間には違いがあることが判明しました。具体的には、試算②の手法は、その管理区分の漁獲量の３年分の総量を分子として、これを全体の漁獲量の３管理年度の総量で割るというやり方です。これに対し、他のＴＡＣ資源で用いられている手法は、管理年度ごとに全体の漁獲量に占めるその管理区分の漁獲量のシェアを出して、それを３年平均するというやり方となっています。

そのため、この後、審議していただきます「配分の考え方」の案では、このシェアの算出の仕方についても他のＴＡＣ資源で基本的に用いられている手法を採用することとしています。

参考ですけれども、では、このシェアの算出の手法の変更に伴って前回の試算②がどのくらい変わったのかを次のスライドで示しています。

左側が第10回くろまぐろ部会で示した試算、いわゆる試算②でございまして、右側が今回我々が手法を変更しました、他のＴＡＣ資源で基本的に用いられている計算方法による試算です。見比べると、小型魚については、大中型まき網漁業とかじき等流し網漁業等が少し減り、その分、かつお・まぐろ漁業と都道府県が増えています。下は大型魚でして、同様に比較しますと大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業等、かつお・まぐろ漁業が減りまして、その分、都道府県が増えています。

以上が資料８の説明です。

1枚めくって、資料9を御覧ください。

「漁獲インパクト」の図です。

この資料は、前回部会における青木委員からの御要望に応えたものです。

資料を横にさせていただいて、二つあるインパクトのうち下の方は、今回の資料11「太平洋クロマグロの資源管理について」のスライド7枚目で紹介されているものです。

今回、上の漁獲インパクトを量で示したものを、このような形でくろまぐろ部会に提出しているところです。

上の量で示した図について1点補足しますと、図の一番下、水色で示されているものがあります。これは親魚量です。見方ですけれども、WCPFCの話題の中で「初期資源量」という言葉を耳にされた委員もいるかと思います。そこからそれぞれの色で示した漁業種類によって獲られたもの、その獲られた結果、残ったものが親魚量という形で、水色になっているところです。

この資料の示すところですが、中ほどにありますとおり、ほとんどの漁業グループにおいて産卵資源に対する漁獲インパクトは減少傾向にあって、産卵資源の回復に寄与していることを示しているものです。

最後に、資料12をお開きください。

クロマグロの漁法別取引価格についての資料です。

こちらは前回、魚価や経済効果のことについて御審議いただいた際に、そういったものを一律に数値化することは困難だけれども、水揚げ金額だとか産地市場で販売した金額を資料として念頭に置いた上で配分のことを考えたらどうなるのでしょうかという御発言を山川委員からいただき準備したものです。

上が、2023年の豊洲市場の年間平均中値と上場尾数を示したものです。下が、2023年の東京都中央卸売市場の月別数量と平均価格でして、それぞれ公表データを基に水産庁が作成したものです。

1点補足ですが、上の豊洲市場のデータについては、輸入された生鮮のクロマグロの情報も含んでいることに御留意ください。

最初の話題であります前回の部会関連、意見も含めた資料の説明は以上です。

どうぞよろしくお願いいたします。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

前回の部会で出た意見等ですが、ただいまの事務局からの説明について、御質問、

御意見等がございましたら発言よろしく願いいたします。前回こういう発言をしたのにそれが盛り込まれていないとか、もしそういったこともあったらよろしく願いいたします。

○青木委員 資料12に関して、ちょっとコメントさせていただければと思うんですけども、まき網の価格がかなり安くなっておりますので、ちょっと説明させてください。

まず、大型魚に関しましては、他の魚種でも漁獲方法で浜値に差がつきますので、クロマグロに関しても差が出るのはいたし方ないんですけれども、回転寿司チェーン等が消費者が手を出しやすいような価格で提供することで、今回、増枠分も含めた消費を促進という効果もあると思っております。

また、コストパフォーマンスという意味で、ある程度まとめて獲るので1尾当たりの獲るコストは低いんですね。そういった意味では、経営に寄与しているとも言えると思います。

更に、全漁業種類の総水揚量では、まき網を含めた沖合漁業は沿岸漁業の2倍以上の漁獲量となっているんですけれども、今、総理となっている石破さんの目指す食料自給率の向上というんですか、増大にもクロマグロは貢献してきましたし、今後もまき網としては、資源管理をしながら貢献していきたいと考えております。

更に、第7回くろまぐろ部会の議事録を読んだんですけれども、議事録の14ページで当時の太田審議官が、沿岸については年によって物すごく来遊に差があって、過去3年とか5年の実績で割り当ててもそのとおり魚が来ないので、全く獲れないこともあるし、実績よりたくさん獲れることもある。そういう場合があるので沿岸の方が非常に管理が難しいという話もしていました。

海流などの変化によって、これから沿岸に寄る、寄らない等も考えられると思いますので、そういうところもちっと危惧しているところではあります。

また、小型に関してですけれども、まき網は種苗以外では専獲はしていなくて、混獲枠として利用しておりまして、混獲なので、メインの魚の水揚地でマグロを揚げております。その場合、やはりそういうところではマグロを扱っている業者が少ないので、混獲の小型魚を揚げるときには買ったたかれてしまうこともあります。大型に関してもマイワシなどで最近入ってきていますので、それにも同じことが言えます。

資料12の表は生鮮で販売したときの価格だと思いますので、種苗の価格は入っていないと思うんですね。種苗は1キロ当たり4,000円から5,000円で販売してまして、500ト

ン程度の小型魚を販売していますので、25億円ぐらいの販売価格が出ていることになります。

更に、2022年のe－S t a tから取ったデータですけれども、養殖魚の水揚げですね、種苗が大きくなって池から揚がるときに販売される価格の総額は600億円となっていて、生鮮で水揚げしたクロマグロ全体では360億円、これは全ての漁業種類含めてですけれども、これよりをはるかに大きく上回る経済効果となっております。

取りあえず、この件を皆さんのお耳に入れておきたいと思ひまして発言させていただきました。

ありがとうございます。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの青木委員の御発言に対しまして、他の委員の方から御質問とか御意見がございましたら。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

この表ですけれども。輸入は生鮮も含むとなっておりますが、このクロマグロの大、中、小は生鮮の数字でいいんですね。

○資源管理推進室長 はい。

○三浦委員 そうした中で、今、青木委員が言われたことも理解しますし、漁獲枠が十分に余っているのであればそういったこともあり得るかもしれませんが、今は、漁獲枠が足りない状況の中で管理をしているので、漁獲枠を経済的に最大限活用していくという視点が大事ですし、地域における経済的価値や効果というものも考えていかなければいけないと思います。

はっきり申し上げると、沿岸漁業というのは来遊してくる魚しか漁獲できません。そうした中で、クロマグロが来遊してくると他の魚が深く潜ってしまい獲れなくなるなどして、生活が成り立たなくなります。今、クロマグロを獲って生活を支えなければならない漁業者がたくさんいます。どの漁法で漁獲しても、漁獲枠、つまり獲れるクロマグロの量は一緒ですから、青木委員が言われた食料自給率の上下には全く関係のない話です。重要なことは、一人でも多くの小規模沿岸漁業者が経済的に生業を継続していくために、漁獲枠を沿岸漁業に配慮して配分し、高い魚は高い魚としてしっかり販売していくことであり、それにより漁業者も生活ができるようになるということです。こういった経済的価値を最大限に活用した好循環を実現することが重要と考えています。

○日吉特別委員 今回、特にマグロの単価をこうやって数値化していただいて、ありがとうございます。正に資源管理と魚価は今後、すごく大事なことだと私は思っています。

今、三浦委員も発言されましたけれども、沿岸では、ちょっと調べさせてもらいましたが、漁船漁業の零細漁業者の承認船、全国では1万6,878隻でした。定置の大型の免許、定置も後継者がいなくてだんだん少なくなっているんですけども、大型で1,515、小型で3,300というのが沿岸の数字です。小型には、メジは入るけれども、大型はまだ入らないでしょう。大型定置にはやはり小型も大型も入ると思いますけれども。

そういう意味で、経済的なことを言うと、やはり津々浦々沿岸の漁村だとかコミュニティでは大事な漁業で、せっかくみんな我慢して資源が増えた貴重な魚種で、これを生活の糧にするような配分をしていただきたいということ。

それから、前回出された意見という——これですね。この中で、すごく重要なことをちゃんと水産庁は明記していただいていると思うんですけども、項目①配分基礎のところですね。

論点の一番下ですけども、「上記のいずれかを基本としつつ、枠管理の負担の大きい漁業等に対してどのように配慮するか」正にこれは定置漁業者としては、資源が増えたので、前回も私、言いましたけれども、来年からは私たち定置漁業者が主導してブリのTACも入ります。試験的に。ステップ1、2、3という段階で入るんですけども、ブリは資源状況がいいと私自身は思っております。それと、このマグロが相当増えたときの混獲の、放流の仕方は非常に難しくなると思います。

ただ、WCPFCが納得して増枠してくれたというのはいいことなんですけれども、実態は、この席では何回も言っていますけれども、私の見る実態では研究者よりよほど増えています、マグロは。ですからこの放流、混獲回避の現場での作業はこれからもっと大変になります。是非そういうものも、こうやって赤く明記していただいているので、水産庁もちょっとお分かりいただいているなと思って発言させていただきました。

ありがとうございます。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

他に御発言ございますか。

○三浦委員 先ほどの意見に追加での意見ですけども、今、大中型まき網漁業の許可隻数は38か統ですかね、赤塚さん。

まあ、そのぐらいの許可隻数かなと思う中、クロマグロに関係する沿岸漁業者だけでも

2万人以上もいるということも考えていただきたいと思います。また、漁獲効率だけを考えると、大量に安く獲って大企業だけに利益を与えるという形になりかねません。日本には産地市場を中心とした鮮魚流通システムが発達していて、津々浦々の各浜々で水揚げされた水産物が、翌日または翌々日には全国各地に運ばれて行って、刺身・寿司など生食で食べることができます。この鮮魚流通システムは、世界に類を見ない、世界で真似できない日本の大きな宝です。今や世界各国から外国人観光客の方々が、日本の美味しい水産物、刺身・寿司などを食べに、来日している。こういったことも、しっかりと考えてもらいたいと思います。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

幾つか御意見ございましたけれども、青木委員、追加で何かございますか。

○青木委員 今、三浦委員から大企業ということでお話を伺ったんですけれども、一部大きな企業があるんですけれども、まき網もほとんどが中小企業ですので、そういった中小企業の中で、まき網漁師たちも何日も家に帰らないで、他の沿岸の漁師の方たちと同じく海の上で汗を流して働いておりまして、彼らも、1船団当たり四、五十世帯の代表といいますか、四、五十名働いているんですけれども、最近、世代交代が進んで20代、30代の若い乗組員も増えてきています。彼らは給料、最低保障はあるんですけれども、ほとんどが歩合ということで、獲れたら獲れた分だけ給料をもらえるという中で、まき網分が減ってしまうとその分、彼らの給料も下がることになってしまいますので、何とかまき網も確保していただければと思っております。

よろしくお願いします。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

東村委員から御意見があるということで、東村委員、よろしくお願いいたします。

○東村委員 ごめんなさい、発言しそびれたんですが、前回、他のTACと同じようにした方が分かりやすくてよいのではないかという発言をしたんですけれども、今回事務局から、ちょっと計算が違っていたよというお話が出たんですが、そこをもう一度お話しただいてよろしいですか。何か他の話と外れてしまって申し訳ないんですけれども。その上でちょっと発言したいです。

よろしくお願いします。

○山川部会長 では、資料8ですか、これをもう一度。ウェブではちょっと聞きづらいということもあるんだろうと思いますけれども。よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 東村委員、今、示されている資料8におけるポイントは二つ目の●です。

「近年の漁獲実績」を使うところは、この前の部会で示した試算でも同じように利用可能な直近3年間の数字を使ったところですが、このシェアですね、パーセンテージの出し方について、クロマグロでこれまで使っていたやり方と、他のTACで主に使われているやり方が違っていたところです。試算②、いわゆるクロマグロで使ってきた方法は、いわゆる分母に当たるものを全体の漁獲量を3年分足したものととして、分子が、対象としている管理区分の漁獲量の3年分の総量になる。いわゆる分母も分子も3年足したもので割って出すというのがクロマグロのシェアの出し方でした。

それに対して他のTAC資源で主に用いられているのは、毎管理年度ごとに全体に対して対象とする管理区分のシェアが何%か。1年目、何%、2年目、何%、3年目、何%とそれぞれ出して、それを3年平均して出すというやり方になっていました。

今回、私どもとしては、「近年の漁獲実績」を使うところと併せて、このシェアの出し方も他のTAC資源で主に用いられている方法としてはどうか、そういう思いで作った資料です。

○東村委員 ありがとうございます。

私はそもそも、どちらかというと他のTAC資源と同じにした方が分かりやすいのではないかと、逆にクロマグロだけ別にする意味が分からない——と言うとちょっときついですけれども、資源管理をしていく上で、特に何か問題がないのであれば分かりやすい方がいいのではないかと、そういう意見ですので、今、事務局から御説明のあった、今までのTACに合う方式の方がよいのではないかと。もともと私は一緒だと思って賛成していましたので——ということです。

それから、これを言うところとちょっととげがあるかと思いますが、クロマグロ部会は何というか、これはどこの漁業でもそうですけれども、自分のところの方がより一層枠を得るにふさわしいというような意見がどうしても出てしまうので、なかなかうまく落としどころがないんだろうなと思って、クロマグロの漁業についてそんなに詳しいわけではないのですが、どうしてもどこかで折衷案をつくらないといけないんだろうなと思っております。

最後の方は、ほとんど感想ですね。ありがとうございます。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

最後の御意見は、確かにそういう側面もなきにしもあらずですけれども、だけれども、全体を考えてどうなのかとか、そういったことで御議論いただいていると理解しております。

他にございますでしょうか。前回の意見の取りまとめというところ。

特にございませんでしたら、議事を進めてまいりたいと思います。

議事（１）令和７管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方についてですけれども、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料３の説明を行わせていただきます。

これは令和７管理年度以降の配分の考え方につきまして、前回の部会における議論も踏まえまして、事務局で用意した案の説明です。

現行の「考え方」からの改正点を中心に説明を行いたいと思いますところ、資料４として付けました新旧対照表で説明させていただきます。資料４の準備をよろしくをお願いいたします。

配分の考え方についての新旧対照表ということで、改正前を右欄に、改正後を左欄に書きまして、変わった部分に下線を引いています。

では、上から順番に説明いたします。

まず、表題についてです。

こちらは、これまで慣例的に「何年以降の」と付けていましたけれども、この資料の性質からすると、「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」と、よりシンプルにした方が内容とも合致しているのではないかということで、タイトルを変えています。

「１．背景」です。

これはもう本当に事務局のこだわりでございますが、どうしてくろまぐろ部会を開いたのかというのが日本語の辞書で言うところの「背景」の意味でして、それを捉まえると、改正前の「部会では、」以降の部分は開いた後の審議の状況ですので、背景として載せるのはちょっとということで後に移して、この部分は削っています。

１枚おめくりください。

「２．審議の概要」です。

こちらは、内容としては基本的には変わっていません。それぞれの部会がいつ、何日に行われて、どんなことを審議したかを一覧に示したものです。細かな修正としては、例えば「討論」とあったものは、この部会は「審議」する場ですので、そういった用語を合わ

せるだとか、W C P F C のより細かな話を入れました。具体的には注 1、注 2 ということで、注 1 は、令和元年 9 月の W C P F C 北小委員会で決まった内容、注 2 は、令和 3 年 10 月の W C P F C 北小委員会で決まった内容を入れたところです。

4 ページをお開きください。

「3. 参考人の意見に対する委員の審議・評価」です。

こちらについては平成 30 年のくろまぐろ部会で取り上げられた事項についての記録でして、したがって、今回の議論で直すものではなく、改正ありません。

続いて 4. 改正前では「第 4 管理期間までの配分の考え方及び第 5 管理期間直前時点の状況」となっていますが、これを「これまでの経緯及び令和 6 管理年度までの配分の考え方」と表題を変えまして、中身につきましても、いわゆる記録の観点から、これまでの経緯や令和 6 管理年度までの配分の考え方を後世に残そうという意味で別紙にしたことを述べているものです。

これが 4 ページ、5 ページと続きまして、6 ページに移ります。

こちらは表題としては変わってございません。「5. W C P F C における議論の状況を念頭に置いた配分の考え方に係る検討」です。

中身で変わった点といたしましては、改正前は、令和 3 年 10 月の W C P F C 北小委員会の決定を受けて議論したということでした、改正後は、令和 6 年 7 月に開かれました W C P F C の北小委員会の結果を踏まえて議論したことを書いています。

また、新たな要素といたしましては、水産庁の方で W C P F C 北小委員会後に「くろまぐろに関するブロック説明会」を開きましたので、そのことも記載しています。これが 6 ページから 7 ページにかけてです。

次に 7 ページ、ここからが一番大事な部分です。

「6. 令和 7 管理年度以降の配分の基本的考え方」です。

まず、前文の改正です。

今回、小型魚の 10% 増枠、大型魚の 50% の増枠が W C P F C 北小委員会において合意されました。このことを受けて、改正前のくろまぐろの配分の考え方の「増枠時の対応」を引用しています。具体的には「過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮することとして、」という一文が入っています。

これを受けてた個々の改正点の説明に移ります。

まずは「（１）大臣管理区分と都道府県（全体）への配分」です。

これまでは、右の欄を総括しますと、2002－04年の基準年を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する、また、大型魚について、いわゆるかつお・まぐろ漁業とかじき等流し網漁業等については、令和４管理年度以降はW C P F Cの基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとする、が考え方でした。

これを、改正案では令和７管理年度時点で利用可能な直近３管理年度である令和３管理年度から令和５管理年度の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値、以降「基礎比率」と言いますけれども、これを用いて配分することを基本とするとしています。

なぜ基礎比率を用いて配分することになったのかという理由ですけれども、これは前回の部会でも御意見をいただきました、分布域や海洋環境の変化などの影響をある程度反映していること、また、漁獲枠の有効利用の観点から望ましいこと、また、他のT A C資源で基本的に用いられていることを、今回改正した理由として記載させていただきました。

８ページの３行目、「①小型魚」の説明に入ります。

先ほど基礎比率を用いて配分することを基本としますとしたので、ここでもまずそれを冒頭に掲げています。

続けて、「ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、同一の大臣管理区分、又は都道府県の過去の超過分の差引きや小型魚から大型魚への漁獲可能量の振替の処理を行う前の令和６管理年度——現在の——の当初の大臣管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量——これは以降「基礎配分」という言葉を用いますけれども——を下回る大臣管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出された数量に変えて基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う」としています。

このただし書きの部分をかみ砕いて説明しますと、今回、W C P F C北小委員会の決定で小型魚が10%増枠したにもかかわらず、先ほどの基礎比率を用いると基礎配分から減ってしまうところについては、さすがに基礎配分としましょう、そのための調整を行いましょうということを書いたものです。これが小型魚の令和７年度以降の配分の考え方の案です。

続いて、「②大型魚」の配分の考え方の案です。

こちらは二部に分かれています。

一つ目は、漁獲可能量のうち令和６年のW C P F Cにおける我が国の漁獲上限相当分、具体的な数量で申しますと5,614トンについては、原則に従って、基礎比率を用いて配分

することを基本としています。

残りの漁獲可能量、これはWCPFCの北小委員会で合意が得られた増枠相当分の数量ですけれども、これは基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分することになっています。また、大臣管理区分間での配分については、基礎配分からの増加量であったり増加率であったりを考慮して必要な調整を行うとしています。

続いて、「（２）各都道府県への配分」です。

まず、右欄の説明ですけれども、これまでは、小型魚については自主管理が始まる前の2010－12年を基準とし、大型魚については数量管理が始まる直前の３年間である2015－17年、これは年度ですね、４月から翌年３月ですけれども、この漁獲実績を基準として配分するとしていたところです。

今回、事務局として用意した案ですけれども、大臣管理区分と都道府県全体への配分と同様、基礎比率を用いて配分することを基本としています。ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、過去の超過分の差引きや小型魚から大型魚への漁獲可能量の振替等の処理を行う前の令和６管理年度の当初の都道府県別漁獲可能量に相当する数量、この先「都道府県別基礎配分」という言葉を用いますが、これを下回る都道府県にあっては、この都道府県別基礎配分とすることを基本とした上で必要な調整を行うとしています。

精神といたしましては、小型魚のただし書きと同じです。全体が増えたにもかかわらず令和６管理年度の基礎より下回るところは、令和６管理年度の基礎にしましょう、そういうことを書いたものです。

加えて、①から⑦に掲げる上乗せ配分や追加配分のために、「国は当初において一定の数量を確保し、調整するものとする」としています。

９ページをお開きください。

当初に上乗せするものとして４種類、管理年度中に追加配分するものとして３種類をここに記載しています。目的と事由に応じて全部で７種類の枠組みを設けています。

せっかくですので一つ一つ説明しますと、まずは混獲管理を目的として、基礎比率を用いて配分された量や都道府県別基礎配分が１トン未満になってしまう都道府県に対して、上乗せを行うものです。

二つ目の枠組みは、都道府県別漁獲可能量を超えないように漁獲量を管理する、これはこの前のくろまぐろ部会でもいろいろな御意見をいただきましたけれども、とても難しいものでございまして、この困難さを緩和することを目的として、基礎比率を用いて算出さ

れた数量や都道府県別基礎配分が少ない都道府県に対して上乗せするためのものです。

三つ目としては、超過分の差引きがあります。第2管理期間、第3管理期間で生じた超過分の差引きにより基礎比率が低くなる都道府県がまだ存在しています。そういった都道府県への影響緩和を目的として、該当する都道府県に対して基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分に上乗せするものです。

四つ目の枠組みは、同じように少ない都道府県別漁獲可能量の中で漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が平成27年度から令和5年度の各年度の最大漁獲実績を下回っている都道府県に対して上乗せをするものです。

五つ目の枠組み、ここからが追加配分ですけれども、管理年度中の漁獲枠の融通の促進を目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するものです。

六つ目、国全体の漁獲枠の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が高かった都道府県に追加配分するものです。

七つ目、最後の枠組みですけれども、小型魚の漁獲削減を目的として、漁獲の対象を小型魚から大型魚へ転換するための国が定める枠組みに参加する漁業者に対するものとして、都道府県に追加配分するものです。

この全部で七つの枠組みのために、国が一定数量を当初に確保するという規定を加えています。

続きまして、「(3) 留保の取扱い」です。

こちら、まず右欄を御覧ください。

現在は、10ページに入ってしまいますけれども、一番最後ですね。当面の間、小型魚、大型魚ともに100トン程度を保持するという規定となっています。

この規定に対して、今回事務局が用意した改正案ですけれども、まず、日本の漁獲枠の超過リスクに対応するために留保として保持する数量は、小型魚、大型魚それぞれ50トン程度とするものとしています。

ページをめくっていただきまして、加えて、大型魚については、調査研究だとか遊漁だとかその他への対応として、更に100トン程度を留保として国が保持するものとしています。

その他、この留保に関連してですけれども、ここは現在も行われているものですが、「我が国全体で繰り越す数量（17%が上限）これと各大臣管理区分・各都道府県の繰越量

（10%が上限）の合計との差分を含む前管理年度の漁獲可能量の未利用分は、国の留保に繰り入れるものとする。これを配分する際には、小型魚・大型魚とも都道府県を優先するものとする」という一文を記載しています。

続きまして、「留保等の配分において配慮すべき事項」。こちらは右の欄にしかございません。この項目については、実態としてはもう既に使っていないのではないかといった御意見がブロック会議でもあり、また、今回の見直しの中で、改正後の考え方の案の中に組み入れた部分もありますので、全て削るという案をお示ししているところです。

これが11ページまで続いていまして、12ページに移ります。

「7. 管理において実施すべき事項」です。

変わったところですが。

右欄、これまでの配分の考え方には「都道府県の漁獲枠管理」が定められていました。こちらについては今回、実質使っていないということで、これを削る案としたところです。

続けて、「増枠時の対応」ですけれども、今回、「6. 令和7管理年度以降の配分の基本的な考え方」の前文にここの規定を盛り込んだことを受けて、ここは削ってもいいなどということで、改正案ではそのようにしています。

右と左を行き来して恐縮ですが、右欄の「未利用分の繰越しの取扱い」は、内容を先ほどの「留保の取扱い」の方に移植していますので、それに伴って削りました。

その次は、今回新たに設置しました項目で、「小型魚から大型魚への漁獲枠の振替」です。これは左欄にのみあります。

これまで、継続的に資源の回復を図るため、日本全体として小型魚から大型魚に漁獲枠を振り替えることとし、振替に当たってのWCPFCの特例措置のメリットを享受するため、日本では400トンという目標を定めて、実際にはそれ以上の振替を行ってきたところです。ただ、前回のくろまぐろ部会でも論点に挙げたとおりですけれども、令和6年のWCPFC北小委員会の合意では、大型魚が50%の増枠に対して小型魚は10%の増枠にとどまりました。そういったことなどに鑑みて、今回、日本全体の振替量の目標は定めないとしています。

ただし、同一の大臣許可漁業だとか都道府県内の漁獲枠の振替は、引き続き国の要望を踏まえて行うこととしています。

関連して、この配分の考え方の案には書かないものですが、一つ我々から大きな提案があります。

恐縮でございますが、もう一度、資料2「前回のくろまぐろ部会で出された今後の配分に関する意見」をお手元に置いていただいて、スライドの9枚目に「小型魚→大型魚の枠の振替」とあります。現状では、大臣許可漁業の振替に適用する倍率は1.2、都道府県の振替に適用する倍率は1.4として、1.47との差分を国の留保に入れて都道府県に追加配分することにしていましたが、今回の見直しの中でこの1.2、1.4をそれぞれW C P F Cで定められた1.47に戻すことを、我々としては考えています。

これらが小型魚→大型魚の漁獲枠の振替に関連した改正です。

更にもう一点、関連して説明を加えます。

令和6管理年度、つまり今の管理年度の大型魚の基礎配分の合計値6,263.7トンというのは、W C P F Cにおける日本の漁獲上限に相当する数量5,614トンと、小型魚から大型魚に振り替えられた数量649.7トンの合計となっています。W C P F C 北小委員会で大型魚50%増枠に合意したとありますのは日本の漁獲上限の増加率のことです。令和6管理年度の基礎配分で見ますと、この増加の率は150%ではなく135%となります。

小型魚についても同様です。W C P F C 北小委員会では小型魚10%増枠に合意しました。これは日本の漁獲上限の増加率のことです。令和6管理年度の基礎配分の合計値からどれくらい増えたのかということになりますと、漁獲上限から大型魚に442トンを振り替えた後の数字ですけれども、ここからの増加率で見ると110%ではなく124%となっています。

今後、配分の数量について検討していくこととなりますけれども、増加率は「135%」と「124%」が基点になることを、この項目の関連情報として述べさせていただきました。

それでは、資料4の13ページに戻ります。

新規就業者に関する考え方です。

このことについてはブロック会議やこの部会でも御意見をいただいたところでして、それを踏まえて事務局が考えた案です。

関係漁業者が国際的な決定を受けて厳格な数量管理に取り組んだ結果、資源が大幅に回復して、回復目標を達成したことで小型魚10%増枠、大型魚50%増枠がW C P F C 北小委員会で合意されたことに鑑みれば、別枠として新規就業者の漁獲を認めることは、やはり難しいということを記載しました。

ただし、都道府県の知事が社会的、経済的な必要性を考慮して都道府県別漁獲可能量をそういった新規の方に配慮して配分するということは、もちろん可能ですので、そういったことを考え方の中に明記したものです。

最後、「８．その他」です。

先ほどの６．、７．の内容ですけれども、資源の状況、国際情勢、混獲防止技術の向上、今回、新たに遊漁管理の高度化の状況、これらを踏まえて、一定期間をめどに必要な見直しを行うとしています。

14ページ以降は、別紙です。こちらは「これまでの経緯及び令和６管理年度までの配分の考え方」ということで、従前の資料に記載された内容を記録に残す観点から掲載したものです。ここは割愛させていただきたいと思います。

以上がくろまぐろの漁獲可能量の考え方についての改正案の説明です。本日この部会において本案を審議いただき、そのことも踏まえまして次回の部会に最終の案を提示し、資源管理分科会に報告することについて御了承をいただければと考えております。

以上、大変長くなりましたけれども、事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

配分の考え方について御説明いただきましたけれども、ただいまの御説明に関しまして御質問とか御意見とかございましたら、御発言よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 ただいまの説明の中で、新旧対照表の８ページの②大型魚、アとイがございますけれども、イの３行目「また、」以下のところを、より具体的にどういった考え方を取り得るのか、その説明をまずもって伺いたいと思います。その後で意見がございます。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

ここの配分の考え方ですが、今、事務局としてこれをどのようにやっていくのか考えていますけれども、大臣管理区分での配分ですので、具体的に言うと大中型まき網と、かじき等流し網と、かつお・まぐろ漁業の間の配分の考え方です。こちらについては「必要な調整を行う」という言葉になっていまして、その考慮すべき要素としては、基礎配分。この基礎配分というのは何かと申しますと、同一の大臣管理区分であって、いわゆる小型魚から大型魚への漁獲枠の振替の処理だとかそういったことを行う前の令和６管理年度当初の大臣管理漁獲可能量に相当する数量から、実際にこれから計算する数量が量でどのくらい増えたのか、また、率でどのくらい増えたのか、この二つに着目して、今後、その数字を関係する管理区分の方にお示しして議論していきたいと考えています。

現段階ではちょっと、ここに書かれている以上のことはお示しできませんけれども、ポイントとしては、令和６管理年度当初の大臣管理漁獲可能量の数量に相当する数量、ここ

から増加した量と増加率を考慮して、必要な調整を今後、行わせていただきたいというところでは。

○齋藤委員 それでは、前回提示された二つの案の中で②の方、今回は②を更にアレンジというか、変えた案、それによって基礎比率ですか、それが出されたということですから、かつお・まぐろ漁業ではその中に、他の管理区分と比べて不公平に低い配分があった年度があるわけですね。それが含まれているということで、その是正を図ってもらいたいということが1点でございます。

それから、この「太平洋クロマグロの資源管理について」の資料の25ページですが、これも大型まき網、基礎配分の問題ですが、沿岸漁業が約170%というのは理解するところですが、かつお・まぐろ漁業は103%ということで、他の区分と比べても、これもスタートラインがもう不公平になっておる、そういうふうに考えています。最低限まき網漁業と同等のレベルであれば、2002-04年のAの欄が100トンぐらい増える、我々はそういう考え方を持っております。

それと、かつお・まぐろ漁業は現状、沿岸漁業ともそれほど漁場的に競合するものではない、あるいはまき網漁業とも特に問題が起こっているわけではない。そういった意味では非常にニュートラルな漁業であると思っています。ですから、そこは他の漁業の配分とは……、単独でも1.5倍という増枠分を求めたいと考えています。

それからもう一点、かつお・まぐろ漁業という括りの中には遠洋まぐろ漁業が含まれております。遠洋まぐろ漁業は更に全く別な漁場といいますか、太平洋で主にクロマグロが獲れる可能性があるのは天皇海山の付近であるとか、それから、南半球で混獲が増えております。遠洋まぐろ漁業は、狙っての操業はやっておりません。飽くまで混獲なわけですが、特にこのところ、他の漁業同様に混獲が非常に増えている現状がございます。

遠洋まぐろ業界からは現状10トンの混獲枠をもらっているわけですが、それでは不足である、40トンを求めたいという意見が出ております。40トンというのは、同様に混獲が増えておった中でRMAで認められたニュージーランドの200トンとオーストラリアの40トンに倣ってといいますか、オーストラリア同等の要求はできるのではないかと考えている方もあろうかと思えます。

遠洋まぐろ漁業の混獲については、特にミナミマグロは魚の判別が非常に困難な面があって、例えば解剖後とか、あるいは水揚げ後にクロマグロであることが分かったというケースが少なからずあります。そういった意味で、混獲だけでなく判別の誤りによって増え

るというか、そういった可能性があるということで、やはり増枠を求めたいという意見がございます。

以上、かつお・まぐろ漁業の意見を申し上げたところでございます。

○山川部会長 幾つか御意見をいただきましたけれども、御意見をいただいたということによろしいでしょうか。水産庁から何か御説明ありますか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。いろいろな御意見を頂戴いたしました。

繰り返しになる部分がありますけれども、今回の考え方の中に示しました「基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う」この一文でもって、今後、具体的な数量について御相談し、お話をさせていただくことになります。その中で、今日いただいた意見を我々また考慮して、そういったお話をさせていただきたいということです。

また、委員からお話がありましたように、確かに2021年については令和4年以降の考え方の前の考え方の下での数量です。そういったものが2021年の数量だったということも踏まえて、今後、必要な調整を行う中でよく意見交換させていただいて、そういった数字にたどり着けるように我々としても頑張りたいと思います。

○漁獲監理官 すみません、1点だけ補足させてください。

今、齋藤委員からお話がありました二つ目、資料11「太平洋クロマグロの資源管理について」の25ページの大型魚の基礎的な配分の表に言及されて、大中型まき網の令和6管理年度の基礎的な配分が2002－04年の平均漁獲実績、このBとAの配分比率程度まではというお話でございましたけれども、ここ大中型まき網漁業のBの数字につきましては、これまでの経緯といたしまして大中型まき網漁業の中で小型魚から大型魚に550トンを振替してきておりますので、その分について大型魚が増えているということでございます。

この増枠、W C P F Cの過去の15%増枠した部分は266トンになりますので、実際、もともとの大中型まき網漁業の振替がない状態でのBの3,641トンに相当する数字は3,091トンになります。

○木村委員 今の漁獲監理官のコメントに関連しますが、小型から大型に変わった数字がこの表に全然出てきません。24ページも25ページも。

今、資料11ですけれども、資料4の新旧対照表の8ページを御覧いただくと、新しい方に②大型魚と書かれているところがありますね。令和6年のときには5,614トンが配分されて、今回新しく2,807トン配分されて、この数字で8,421トンが令和7年になってくると思うんです。この数字は実は資料8の中にきちんと記載されているので、よく分かります。

ところが、資料11の24ページと25ページには、どこをどう見てもその前の5,614トンが出てこないんですね。これが大きな誤解を招くので、この24ページと25ページは是非直していただきたいと思います。5,614トンがどのようにになっているのか、小型から大型に幾つ振り替えられたのか、これを出していただければ皆さんの——私も先ほどの103%というのはよく分からなくて、一体どうやって出てくるのかが分からないので、是非その点の整理をお願いしたいと思います。

○漁獲監理官 資料の作り方については工夫させていただきたいと思いますが、今回5,614トンという数字は、飽くまでもW C P F Cでの国際的な日本の漁獲上限について、15%増枠した部分が5,614トンになって、そこから50%増枠したという形になっておりまして、一方で、国内の配分は、今までの配分の考え方の中で小型から大型への振替だとかそういうものがいろいろありまして、数字がかなり変わってきておりますので、できるだけその辺が分かるような形で資料の見せ方を工夫させていただきたいと思います。

○木村委員 多分いろいろな区分けのところの方々に、1%とか2%とかそういう数字は非常に重要で、それは無視できることではないと思われますので、是非その点は、皆さんがよく分かるようにしていただくのがいいかと思います。

○齋藤委員 今の木村委員と同様の関係ですけれども、結局のところ各区分に配分される増枠分の総量は2,800トンなのか2,200トンなのか、その辺はどうなんですか。

○漁獲監理官 基準をどこから見るかによるかと思うんですが、R 6 管理年度の基礎配分になっている6,263トンから8,421トンに増加したと考えれば、2,157トンが増加量となります。一方で、先ほど何回か赤塚の方から御説明していますけれども、W C P F Cの我が国の漁獲上限から見れば、5,614トンから8,421トンに増加したということで、2,807トンという増加量が出てくることになります。

ですから、R 6 のところから比率で換算すると、赤塚が申し上げましたように150%ではなく135%の増枠。大型魚についてはですね。そういう形になります。

○山川部会長 その辺、若干混乱があるようですので、資料を分かりやすく修正してくださいようよろしくお願いいたします。

○木村委員 私、国の留保分についてはそれなりに大きく取るべきであろうという考え方を持っています。

資料3と4の中で、今回、小型、大型とも50トン程度とするという記載があります。これは資料8を見ると、大型について更に100トンというのは分かりますが、小型は50トン

しか入れられないのに資料 8 では110トン入っていて、1割増えているから55トンということでもいいのかもしれませんが、これ、整合性は取れているんでしょうか。

○資源管理推進室長 資料 8 は今回のセッション第 1 回で示しました、単純に増えたとき、W C P F C 北小委員会で小型魚は110%増枠、大型魚は150%増枠と決定したので、単純にそれを令和 6 管理年度の基礎配分に適用すると数字が何トンになりましたという数字なんです。ですから、この時点では100を110倍したので110になった。それ以上でもそれ以下でもありません。

そして、今回この第11回の中で「配分の考え方」を取り上げるに当たって私どもが考えたのは、国が超過リスクを超えないという意味で当初確保する数量は50トン、小型も大型も50トン。そして大型魚については、いわゆる遊漁であったり調査研究であったり、その他ということで100トンと考えているところです。

また、留保に近い概念といたしましては、8 ページの後ろから 9 ページに出てくる、いわゆる国が一定の数量を確保、調整するという部分ですね。ここがそういった留保に近い概念が残っている部分です。

繰り返しになりますけれども、資料 8 の意味付けですけれども、いわゆる小型の漁獲上限については110%に増えたので、令和 6 年の留保枠は100トンでございましたので、これを110%にすると110になります。それ以上でも以下でもないということです。

○木村委員 私の質問は、50トンと書いてあるものを110トンにするんですか、それともしないんですか。

○資源管理推進室長 しません。

○木村委員 小型が50トンで大型が150トンということになるんですよね。

○資源管理推進室長 そうです。

○木村委員 そうしたときに、今、混獲の問題だとか定置に入ってくるものをどうするのかが結構大きく問題になっている中で、それを何とかバッファの留保分で賄おうという考え方が基本なのに、私、それが後退する考え方になるような気がしていて、いわゆる定置でやられているような漁師さんにとってみると、更にリスクが増えてきて漁業活動に影響が出ることになりかねないかと思うので。

私は、100トンよりも下がるなどということは全く想定していなかったんですよ、実は。その点はどのようにお考えで、漁師さんたちはそれで納得されるのかなというのが質問です。納得するんだったらいいんですけども。

○資源管理推進室長 混獲回避の目的だとかそういうところについて、その部分で今回つくったものが、「（２）各都道府県への配分」の中で設けました枠組みです「上乘せ又は追加配分のために国が当初において一定の数量を確保し、調整する」というところで混獲の回避、おっしゃるとおり、それが非常に大きな問題です。そういったものに対応するために設けたのがこちらの部分です。

○漁獲監理官 もう一つ補足させていただきますと、今回、都道府県に配慮した形で増枠を配分させていただきたいと考えているんですけれども、各都道府県に配分した中で、各都道府県の中でもそれぞれの定置だとか漁船漁業だとかに配分した形で、期間ごとに区分けしたり、そういった形で管理されています。そのときに各都道府県の中で留保をしっかりと取っていただいて、都道府県の中でその留保をうまく使っていただく。国がかなり大きな留保を持ってそれを各都道府県に追加で配分するという形より、各都道府県にきっちり配分させていただいて、都道府県の中で実態に合わせて留保を使うなりして管理していただく方が、いろいろな融通も利いて管理しやすいのではないかと考えているところでございます。

○木村委員 そうすると、国から各都道府県に裁量権を任せたという解釈でよろしいでしょうか。

○漁獲監理官 裁量権と申しますか、枠の中で管理していただくというのは各都道府県の管理区分の中でやっていただくことですので、その中で、実際どのくらいを当初に定置網だとか漁船漁業に配分するのか、どのくらいを留保に持つのかは各都道府県に、裁量という言い方が適切なのかは分かりませんが、お任せする、各都道府県の判断でやっていただく形になろうかと思います。

○木村委員 分かりました。

○日吉特別委員 定置の日吉です。

木村委員、ありがとうございました。定置の混獲作業の大変さを理解していただいて、その部分の留保枠の国への提案、ありがとうございました。

前回の会議で私も木村委員と同じように、国の留保枠をいっぱい持っていてほしいと発言したと思いますけれども、その後、県のマグロを担当している人間といろいろ意見調整してみたりすると、今、監理官がおっしゃったように県も留保枠を持っているんですね。やはり留保枠を国が持つより県が持っていた方がタイムリーで、実は、今でも制度が変わっていなければ、ここの審議会で決まって海区調整委員会に下りるんですね、これ。国が

持っているタイムリーではないんですね。県が持っている海区ではそのまま出し、最近では海区も、要は招集しなくても県内でこの留保を出すということを静岡県ではやり始めている。多分石川県もそういうやり方をしていると思うんですけども。ですから、やはり現場に近いところで持っていていただいた方がいいかなと思います。

それから、実はそれとちょっと関係すると思うんですけども、前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分する、これは80%ルールのことだと思うんですけども、これ自体に反対と言っているわけではなくて、現場では、私も乗組員とか私の会員に対しては「マグロのやつは徹底的にやってくれよ」と、もう8年も9年もそれをやってきたわけです。だけれども、漁師言葉で言うと「80%いけば飴玉もらえるんだから」と。80%を超えると前年のものがまた追加配分されるんですね。それもあっていいですか。

そうすると、要は80%いくかいけないかというときに、特に定置は「おまえのところは200キロ獲ってくれよ」と。80%を超えるから。でも、20%いけばその枠を超えてしまうわけですね。そのときに県が留保を持っていないと、すみません、作業的な話ですけども、そのことに近づけないんですね。私たち定置網という他の漁業とは違う漁業でそれに対応し切れないので、県が持っていた方が、この80%ルールも私たち現場では使いやすいと思います。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

他に、いかがでしょうか。

○青木委員 まず留保に関してですけども、都道府県さんが持って管理するというやり方は、とてもいいのではないかと思います。細かいところなので管理がちょっと難しいところも出てくると思いますけれども、都道府県の中でも定置さんとか漁船漁業があるので。とはいえ、我々大臣許可のまき網では、自主的に留保を持って今まで管理できていますので、やってできないことはないのかなと思っております。

次に、ちょっと戻るんですけども、資料4の7ページ、6. 令和7管理年度以降の配分の基本的考え方の(1)大臣管理区分及び都道府県への配分ということで、小型魚と大型魚をこのように分ける方針ですと書いてあるんですけども、我々くろまぐろ部会は資源管理分科会の中の組織で、資源管理をするという大枠の下、話し合いをしているわけですけども、マグロの資源管理は科学的にも、小型魚を保護してその分、増えた大型魚を獲った方がいいという管理方法が国際的にも確立されていると思います。

そういった中で、資源の持続性を考えると、実績で配分するのはどうかなという考えを

持っております。というのは、今までまき網は特に資源回復を優先して、種苗以外、小型魚を専獲せずに、先ほどちょっと話した自主的な留保枠をつくって、小型魚は混獲対応として利用してきたりしております。枠が少なくなってきた、巻いてみて小型魚しかいなかったら網を放したりとか、そういったこともやってきていますし、そういった管理で、今まで枠を超過する可能性は限りなく低かったです。

そのように、なるべく小型魚を捕まえないように努めてきた実績をもってこれからの枠をつくることになってしまうと、ちょっとどうかなと思うのは、もしそのような実績で将来の枠が決まるとなると、資源回復に直結するなぞと言ってられなくて、将来の枠を増やすために小型魚も本当にぎりぎりまで獲りにいってしまうと思うんですよ。有効活用、有効利用という記述もありましたので、本当に枠ぎりぎりまで獲って、それこそ今までせっかく小型魚が増えないように管理してきたんですが、今後、まき網の中で小型魚を、それこそ枠を超えてしまうぐらい獲りにいくような動きになってしまわないか、かなり危惧しております。我々の船だけではないですから。

そういったところで、小型魚を実績で決めるという方向ではない方がいいのかなという考えを持っております。

大型魚に関しては、資源回復した結果ですので、全漁業者でこの恩恵を享受すべきですし、実績ベースでの配分でもいいと思っております。

ただ、今回、増枠分は基礎比率によらないということで、都道府県さんに配慮して配分することになっておりますが、ここがちょっと理解に苦しむところではあります。なぜ実績でやらないのかなと思います。

そういった意見はあるんですけれども、先ほど東村委員から枠の取り合いになるという耳の痛い話もありましたので、他の委員さんでコンセンサスが取れるようであればそれに反対はしませんので、一応まき網側の意見ということで今回、聞いていただければと思います。

よろしくお願いします。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

今の青木委員の御発言に関連するんですけれども、基礎比率で配分するとした場合に、その基礎比率は令和8年度以降もその直近の実績を用いて変更していくことになるのかどうか、この資料だけではどちらなのか明確ではないかなという気もします。現状の他のTAC管理魚種の場合は3年間の基礎比率が3年後にというか、3年間隔で更新されていっ

て、それを基に配分が決められることになっているわけですが、今回この基礎比率を直近の令和3管理年度から令和5管理年度の実績をもって決める。それが令和8管理年度以降もずっとそのまま継続していくのか、一定の間隔、もしかしたら毎年とかどうなのかちょっと分かりませんが、更新されていくことになるのか。

それによって先ほどの青木委員の御発言、将来の枠をできるだけ確保するために小型魚をぎりぎりまで獲るというインセンティブが働くか働かないか、そういったところも関連してくるのかなと思います、そのあたりで今後の議論の方向も若干違ってくるかなと思いますので、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 山川部会長、ありがとうございました。

まず最初の御質問からお答えしますと、基礎配分というのは一定期間続ける。つまり、毎年スライドして変わっていくのではなくて、令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの実績比率の平均値は一定期間使うものとなっています。

では、見直しの期間を今、どのように考えているかと申しますと、このことにつきましては資料4の13ページ、「8. その他の部分」にあります。

この部分につきましては、基礎配分の時期のとらまえ方も含めて、資源の状況だとか国際情勢だとか混獲防止技術の向上、遊漁管理の高度化も含めて、一定期間を目途に必要な見直しを行うという規定となっています。この規定を基に、もちろん先ほど山川部会長が触れられました他のTAC資源で今、行われている3年間隔更新のことも加味しながら、そういうことで、我々としては運用を行っていきたいと考えています。

○山川部会長 ということは、13ページに書かれていることに鑑みて将来変更していくこともあり得る、そういう理解でよろしいということですか。

○資源管理推進室長 そうです。

○山川部会長 では、そういったことを念頭に議論を行っていければと思いますけれども、委員の方々、いかがでしょうか。

○青木委員 度々すみません。

一定期間で見直しというのは、やはり海流の状況ですとか将来どうなるか分かりませんので、これは必要なことだと思いますので、この「その他」の部分はそのまま残しておいた方がいいと思います。

○山川部会長 他の箇所でも結構です。他に御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○日吉特別委員 先ほど東村委員から、この部会で漁業者の代表として、青木委員も私もそうかもしれませんが、全漁連さんも、それから齋藤さんもそうだと思いますけれども、決してこんな東京の、ちょっと誤解があるかもしれませんが、私も団体を背負っているし、沿岸の漁業者も多分釣りの人も私は裏側にいると思います。でも、自分の利益でここで発言することはしないようにしているし、ちょっと気に障るところかなど。

決して私、そう思っていませんし、私は別に格好つけるわけでもないですし、次の世代に漁業をつなげたいという思いでこれも受けているわけで、ここに来て定置とか沿岸のことも発言していますけれども、決して団体に言われてここで発言しているわけではないし、それはちょっと聞き捨てならない話かなど私は思うので、東村委員がそんなナーバスに言っていないことは十分分かっていますけれども、そういう気持ちでここに来ています。

すみません、余談でした。

○三浦委員 今、日吉委員が発言されたので私からも発言しますが、私は全漁連という立場ですので、まき網漁業を含めて全ての漁業が会員として傘下にあります。そうした中で様々な意見や陳情も届きますが、それらを公平に受け止めながら、それぞれの意見も踏まえた上で発言しています。どこかの利益の代表として発言しているわけではないことを理解していただきたいと思います。

その上で、大多数の小規模沿岸漁業者が生活していけるよう、漁業、漁法の現状をしっかりと理解してください、と言っているのであり、日本津々浦々の漁港で生活している漁業者が、生業を継続していけるようにしっかりと沿岸漁業者に配慮した配分をしていただきたいと言っているだけの話です。一部の経営規模の大きい漁業などが大量に漁獲するのではなく、みんなで漁獲枠を分け合い、生業を継続しようと言っているだけの話であって、どこかの利益を代表しているわけでもありません。

また、今回まだ実際の配分の数字が出ていないので何とも言えませんが、いまの配分の考え方を聞く限りにおいては、前回の委員からの意見やブロック会議での漁業者からの意見を受け、直近の実績を用いたものにしていくとか、沿岸小規模漁業への配慮が一定程度反映する形で水産庁さんもある程度配分を考えているのではないかと、今のところは考えています。

しかしながら、最終的な配分の数字が示されていないので何とも意見しにくい中、繰り返しになりますが、①漁獲枠を最大限活用して、沿岸地域も含めた経済的価値の最大化を図ることと、②今回の配分によって一人でも多くの沿岸小規模漁業者の生業・生活が継続

できるようにすること。加えて、③放流等の管理に努力してきた沿岸漁業者や専獲漁業者への十分な配慮を行うこと、をしっかりと行っていただきたいということです。先ほどまき網漁業では小型魚を獲らないようにしてきたと発言がありましたが、沿岸漁業は小型魚を放流し、逃がしてきました。混獲してしまうため、獲らないようにすることも出来ず、釣針に掛かってしまった小型魚を「これは駄目だ」と糸を切って逃がしたり、定置網に入ったクロマグロを放流や網揚げして獲らないようにしています。このような逃がすための努力に対し、プラスアルファの労働力をかけながら、必死になってこの資源を守ってきました。ただ単純に獲る獲らないという話ではなく、クロマグロを逃がしながら資源管理を行ってきたんだということです。

ここまで発言するつもりはありませんでしたが、まき網側から獲らない努力をしていると言われてしまえば、沿岸漁業者側の言外の努力についても発言せざるを得ません。最終的な判断は全体像が見えてからになりますが、今発言したことを考慮しながら、水産庁さんには配分の考え方の検討をしっかりと行っていただきたいと思います。

○山川部会長 どうもありがとうございます。

ウェブの東村委員から御発言があるということで、東村委員、よろしくお願いいたします。

○東村委員 今、事務局から発言があったことについて、まず確認ですけれども、基本的には他のTACと同じような計算をするけれども、魚が増えたり、余り望ましくないけれども減ったりした場合には、その時々に応じた配分をするということによろしいですか。間違っていたらごめんなさい。

○資源管理推進室長 東村委員、確認ありがとうございます。

先ほどの事務局の説明は2点ございまして、毎年毎年スライドではなく一定期間で見直しを行っていくというのが一つ目です。二つ目は、新旧対照表の13ページ「8. その他」にあります規定に沿って必要な見直しを行っていくということ、その中において、他の主なTAC資源では3年に1度を基本的に見直しを行っていますけれども、そういったものも考慮の条件の中には入っている、そういうことを申し上げたところです。

○東村委員 ありがとうございます。

前回のくろまぐろ部会でも発言させていただいたんですが、水産庁としては今後も増枠は狙っていくということで、狙っていった先に、今、お話にあったような、今までとはちょっと違うような配分もあり得るということによろしいでしょうか。

狙っていく先が何年後かは、私にはちょっと分かりませんが。

○資源管理推進室長 一つ目の増枠を狙っていくのかについては、引き続き、やはりまだまだ今回の増枠、特に大型魚については歴史的な快挙だと思います。私も昔、国際交渉に関わっていましたが、ここまで増えたケースはありません。ただ、関わっている方々全員が十二分に獲れるのかという点で見れば、日本としては引き続き増枠は求めていくものだと思います。

増枠のときにはどうなるのかということ、何度も戻って恐縮ですけれども、13ページの「その他」の中にも「一定期間（又は我が国の増枠時）」と入れさせていただいたとおり、増枠できたときにはまたこういった形で、配分の見直しについてくろまぐろ部会で御審議いただきたいと考えています。

○東村委員 ということは、「一定期間」の中には増枠も含まれているということでしょうか。他にも多分いろいろな要素があるとは思いますが、望ましいのは増枠ですね。

○資源管理推進室長 そういう理解をいただければと思います。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川部会長 他に、いかがでしょうか。配分の考え方についてということですが。

先ほどの、8ページの②大型魚のイで「増枠相当分の数量は、基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する」と書いてございますけれども、これもまだ現在調整中というのか、そういうことで、どれくらいを念頭にとか、そういうことは今のところはまだ固まっていない状況でしょうか。

○資源管理推進室長 今日の部会での審議の状況も踏まえまして、この考え方に即して、今後、それぞれの関連するところと配分数量についてお話しさせていただきます。そういう意味では、現時点では②のイの部分は、基礎比率によらないということと沿岸都道府県に配慮して配分するという、この2点が今の段階で我々として言えることです。

○山川部会長 そういった御説明がありましたけれども、もし御意見等ありましたら。

他の部分でも結構ですけれども。

○三浦委員 今、水産庁さんがおっしゃいましたとおり、我々としては前回示されました試算の②直近の漁獲量データを基に検討していくということに加えて、プラスアルファとして、小規模沿岸漁業者に対する配慮をしっかりとわかる形で反映するように求めています。その配慮の内容については、今後示されていくこととして、配慮が行われる前提とし

て受けとめておりますので、よろしくお願いいたします。

○日吉特別委員 今回、新旧対照表を提示していただいて、前半から再三私が言っている、漁獲量を管理する困難を減らす目的として基礎配分を算出するとか、文章で何か所か、定置だったり小型漁船の混獲のことだと思いますが、それに何回か触れていただいているので、こういう考え方でやってくれるんだなと思っているところです。

○山川部会長 他に、いかがでしょうか。

そろそろ御意見も出尽くしかけてきているのかなとも思いますけれども、ここの部分をもうちょっと議論してもらった方が事務局として後々まとめやすいとか、何かそういったことはありますか。

○資源管理推進室長 御配慮いただき、ありがとうございます。

現時点では我々、今、いただいた意見が非常に今後の検討の素材になりますし、いろいろと後押ししていただいた部分とかそういうことも感じたところですので、特に今こういうものをいただきたいというのは私の方ではございません。

○山川部会長 ありがとうございます。

では、委員の方から他に御発言ございませんでしょうか。

○青木委員 水産庁さんへの質問を2点ほどさせてください。

この方針ですと、我々にとってはまたもや配分率としては下がってしまうなと思っております。一方で、小型魚、まき網でも厳しく管理してきましたし、90年代に小型魚を6割漁獲して、資源減少の責任という意見もたくさんいただいて、その責任は果たしたということで前回のくろまぐろ部会ではなっておるんですけれども、その他産卵魚の漁獲も科学的に問題ないとした中で、ルールに則っており、資源も回復してきましたし、沿岸さんへの融通配慮も、前回のくろまぐろ部会でかなり数多く説明させていただいたんですけれども、そういった配慮もしている中でまた少量の増枠となってしまうようなところがあります。

そういった中で、今後ですけれども、もちろん小規模漁業者に配慮ということで、我々もそのように動いてきたつもりではいるんですけれども、今後、実績に基づく公平な配分というんですか、そういうものをまき網業界が受けるには具体的にどのようなことをやっていけばいいのか、列挙して教えていただければと思います。

これが1点目の質問です。

2点目の質問ですけれども、もし将来W C P F Cで、資源が減少したということで日本

の枠が減らされてしまった場合、先ほどのその他のところで、そういった状況がある場合、変更するとはなっているんですけども、過去、90年代に小型魚を獲っていて、今までほとんど小型魚の枠も減らされて大型も減らされてということで来てはいるんですけども、2020年から2022年までまき網の小型魚の漁獲割合は28.9%なんですね。今までの考え方によれば、まき網の資源減少への悪影響は近年では少ないと言えるのではないかと考えております。

そういった中で、枠が削減となったときに、まき網分の削減率みたいなものは他の漁業者さんよりも少なくしてもらえるのかどうかをちょっと気にしております。

○山川部会長　いかがでしょうか。

○資源管理推進室長　私から回答させていただきます。

まず2点目の方ですが、仮定の話に答えるのは余り建設的ではないなと思いながら、あえて答えるとすると、やはりそのときの話し合いだと思います。現段階で個々に対して明示的に「これで良い」だとか「より削減を」と言える話ではないんだと思います。やはりそのときの状況を踏まえて決めていくんだなと思っています。

最初の質問については、何をもって公平な判断かを「こうだ」と具体的に示せないのは私にまだ水産技官としての鍛練が足りない、経験がないからですけども、そこをそういった議論の中で、毎回毎回こういった課題に対して、特にクロマグロの資源が増えていく中で配分をどうするのかという中で、各業界の皆さんの意見を聞いて、どうやったら日本の水産業としてベストになるのかというところで汗をかかせていただきたいと思います。

望むらくはその中で水産庁の意見を皆さんに聞いてもらえるように、引き続き信頼を高めていく努力は我々組織としてやっていかなければいけないなと感じているところです。

そういう意味では、今日この場で何かということではありませんけれども、引き続き私どもと一緒に資源管理に向けていろいろと動いていただければと思うところです。

○青木委員　ちょっと抽象的で余り納得いく返答ではないですけども、今はそのぐらいしか答えられないだろうなというのも分かりますので、了解いたしました。

○山川部会長　他に。

できるだけ公平なルールを目指していくべきだろうというのは、私もそう思います。

例えば今回、大型魚の増枠分については、基礎比率によらず都道府県に配慮して配分するというのが当初配分の中に盛り込まれる形になるわけですね。そうすると、これまで都道府県に配慮して留保枠の中から配分していた分のうち、小型魚から大型魚への振替で

1.47という比率で換算されるものが、従来、大臣管理については1.2、都道府県については1.4と差をつけた残りを留保枠の中に入れて、それを都道府県に優先的に配分という形になっていた部分がはたして公平なやり方なのかどうかというあたりが少し疑問視される部分であったのかなと思います。しかし、今回1.47そのままいくという方向性も出されて一定の修正がなされたのではないかと私はこの資料を見たのですが、そのようにできるだけ透明性の高い公平なルールでという、そこは将来的にも目指していく部分ではないかとは思っています。

○日吉特別委員 13ページの（3）新規就業者の上のところでちょっと教えていただきたいんですけども、小型魚から大型魚への振替は国の要望調査を踏まえて行うことになっていますけれども、どういう感じでしょうか。

○資源管理推進室長 日吉委員、ありがとうございます。

現行の運用でも、実際に小型魚、例えば同じ静岡県の中で小型から大型に振り替えるときは、事前に水産庁の方で毎年一定期間、要望調査を行っているところでして、その部分の運用を引き続き使っていくということです。

ただ、要望調査の回数ですね、現行では1回になっているんですけども、この回数を今後、例えば県の相談に応じて増やしていくとか、そういうところは運用の改善の中の一つとして残しているところです。

なので、繰り返しになりますけれども、要望調査というのは今、実際に振替のスキームの中として県が望めばいつでもできるのではなくて、国が1年に一回要望を受けて、その上で国が認める形でやっているものを明文化したということです。

○日吉特別委員 私が質問したのは、都道府県に裁量権を与えた方がいいかなと思って発言させていただきました。

ありがとうございます。

○山川部会長 他に、いかがでしょうか。

これまで議論してきた中に遊漁のことが入っていなかったかなと思いますが、遊漁について何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

遊漁については、この資料でいきますと10ページですかね、9ページの下の方の（3）留保の取扱いという項目の中で、10ページの最初の「加えて、大型魚については、調査研究、遊漁、その他への対応として100トン程度を留保として国が保持するものとする」ここに「遊漁」という言葉が出てきますが。

他のところには出ていませんか。——あと13ページですね。

8. その他で「6. 及び7. の内容は、」云々で「遊漁管理の高度化の状況等を踏まえ」という、ここに遊漁が出てきます。

○沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長の城崎でございます。

遊漁につきましては、資料2に前回、第10回くろまぐろ部会の御意見がございますが、全体像が把握できない中で数字をはめるのは時期尚早ではないかというお話がございましたし、それにつきまして私どもから、広域漁業調整委員会にもクロマグロ遊漁の専門部会を設けるということで、実態把握や規制を強化してまいりますという話をさせてもらいました。

今日の資料、今の新旧対照表の一番最後、8. その他のところでも、遊漁管理の高度化の状況等を踏まえ、一定期間後にまた見直しがあり得ると書いてございますので、それについてはこのくろまぐろ部会ではなく、広域漁業調整委員会になると思いますけれども、そちらでしっかり議論をして、それに堪え得るようなことをやっていきたいと思っております。

前回も議論がありました権利と義務の関係、こちら漁業者は権利と義務をきちんとやられている中で、遊漁につきましては今、権利の方、数量の方が若干先走りをしていて、義務の方、制度の方が遅れている状況がございますので、そこは広域漁業調整委員会ですっきり議論しながらやっていきたいと思っております。

また、前回も、クロマグロ遊漁についての組織がないという話がありました。組織を行政主導でつくるのはなかなか難しい話でありますけれども、業界で組織の在り方の議論も促しながら、そういう取組もしていきたいと思っております。

また、クロマグロ遊漁についての話は、これから広域漁業調整委員会での議論をやっていきますけれども、折を見てこちらの部会にも御報告していきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明で、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしければ、他に御発言ございませんでしょうか。

特にございませんでしたら、事務局は次回までに今回出た意見を取りまとめてくださいますよう、よろしくお願いいたします。

次の議事に入る前に、結構時間がたっておりますので、ここで一旦休憩ということ데이

かがでしょうか。

10分程度休憩ということで、4時にまた御参集くださいますようお願いいたします。

午後3時48分 休憩

午後3時59分 再開

○山川部会長 では、議事を再開いたします。

議事（２）資源管理基本方針の一部を変更する改正案について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 部会長、ありがとうございます。

では、資料の説明に入らせていただきます。

まず、資料5です。

この資料は、10月24日木曜日に開始を予定しておりますが、資源管理基本方針の一部を変更する告示案に対して意見・情報を求めるということで、政府の専用ページに掲載するものです。

内容につきましては資料6と7で説明いたしますので、ここでは割愛しまして、この資料でお伝えしたいことは、第2にあります今後のスケジュールです。

今後のスケジュールとしては、明後日の10月24日木曜日から約1か月間、11月22日までの間にパブリックコメントを実施いたします。そして12月上旬の水産政策審議会にこの案を諮問させていただきまして、それを経て大臣の方で決定して、12月下旬から1月上旬の間に官報に掲載するというスケジュールになっています。

それでは内容につきまして、資料6に移ります。

資料6は、資源管理基本方針別紙2-1、くろまぐろ（小型魚）の基本方針の変更案です。

先ほど審議いただきました資料3、4、「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」についての案の内容に即しまして、資源管理基本方針上の表現ぶりとしたものです。今後、パブリックコメントにて一般の方からの御意見をいただき、また、「配分の考え方」の案についての本日の審議を受けて、必要な調整を行っていくこととしております。

それでは、中身の説明に入らせていただきます。

考え方と同様、変更前が右の欄、変更後が左の欄となっておりまして、変更した箇所には下線を引いているところです。

最初の変更は非常に技術的なところでして、「管理年度」の変更です。

これまでは都道府県——全体のことですけれども——を表す用語として「知事管理区分」という言葉を使っていました。ただ、この知事管理区分というのは、都道府県知事が設定する管理区分であると、漁業法第14条2項2号で定義付けていますので、これに照らしてよりよい用語として、今回「都道府県」に変更するものです。

二つ目です。

「第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等」のところで、こちらが先ほどの「配分の考え方」の改正の案を受けて変わっています。

まず、「（１）都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準」です。

変更前ですけれども、「W C P F Cで合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分する」となっています。これを左欄、変更後の案では、令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値、これは「配分の考え方」の案と同様「基礎比率」ですけれども、これを用いて配分するということです。

そしてただし書きで、基礎比率を用いて算出された数量がこの基礎配分を下回る大臣管理区分及び都道府県にあっては、基礎配分を基本とする。これも「配分の考え方」の案と同じです。

順序は逆になりますけれども、変更前の（１）の最初の部分です。これまでは、国の留保は、漁獲可能量の15%を超えない数量とするというルールがありましたけれども、今回の「配分の考え方」の見直しの中で、この規定は削除しました。

1 ページおめくりください。

まず、右欄から説明に入ります。

「（２）大臣管理区分への配分の基準」ですけれども、こちら変更後は、上の方でもう既にここについては言及済みですので、削っているところです。

次に、「（３）都道府県への配分の基準」です。

現在は、平成22年1月1日から平成24年12月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分することと、瀬戸内海に面する幾つかの府県と、漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が0トンとなる都道府県に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分するという記載となっています。

ここについて変更案では、まずは基礎比率を用いて配分することを基本とします。ただ

し、これを用いて計算した量が都道府県別基礎配分を下回る都道府県にあっては、そこまでは戻すというか、それ以下にはしないことを基本としますということを書いています。ここも「配分の考え方」の案をそのまま写したものです。

「さらに、」以降、以下に掲げる上乘せ又は追加配分のために当初において一定の数量を確保し、調整するという部分も、「配分の考え方」の案と一緒にです。

次に、3 ページに移らせていただきます。

また右欄からですけれども、「(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮」です。

こちらも「配分の考え方」同様、もう既に使われていないところもありました。そういうことも踏まえて、今回の変更の案では削除しているところです。

続きまして「3 漁獲可能量の繰越分」についてです。

ここは非常に簡易でして、これまで10%のところに「WCPFCで合意された繰越率が10%未満の場合には、」と書いていましたけれども、そういうケースがもうなくなっていますので、単純に削除しているところです。

4 ページ、「5 国の留保からの配分」についてです。

新たに加わった部分としては「前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先する」これは実際これまでも行われてきたところですが、資源管理基本方針の別紙には書かれていませんでした。このことを明記したということです。

最後です。「第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」です。

これまでは、右の欄にありますように該当なしでした。ただ、今回は新たに規定を設けています。これは先日のWCPFC北小委員会で、日本として、小型魚の増枠後も0歳魚の漁獲をWCPFCで合意された基準年の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をする、そういったことを約束しました。このことを盛り込んだものでして、内容としては「国及び都道府県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする」と記載したものです。

以上が、くろまぐろ（小型）の資源管理基本方針別紙に関する変更点です。

続きまして、資料7の説明に移ります。

こちらは資源管理基本方針別紙2-2、くろまぐろ（大型魚）の基本方針の変更案です。

小型魚同様、「くろまぐろの配分の考え方」についての案の内容に即して、資源管理基本方針の表現ぶりとしたものです。

では、中身の説明に入らせていただきます。

「第2 管理年度の変更」です。こちらは先ほどのくろまぐろ（小型魚）同様、よりよい用語の使い方をということで、「知事管理区分」から「都道府県」へと変更したものです。

続きまして、「第6の1の（1）都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準」です。

こちらでも小型魚同様、右の欄ですけれども、これまでは「W C P F Cで合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分する」という内容でした。こちらを変えまして、小型魚同様、基礎比率、すなわち令和3管理年度から令和5管理年度のそれぞれの年度ごとの大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値を用いることを基本とすることを、まずうたっています。

そして残りの漁獲可能量については、国の留保を除いた数量を基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分するという、また、大臣管理区分間での配分については、基礎配分から増加量及び増加率を考慮して必要な調整を行うということで、これも「配分の考え方」の改正案の記載内容を反映させたものとなっています。

1枚おめくりください。

右側にあります「（2）大臣管理区分への配分」の変更は、小型魚同様、上で既に触れているものですので、重複しておりますところを削ったものです。

続きまして、「都道府県への配分の基準」です。

こちらでも右欄から説明に入りますと、現在の考え方は、平成27年度から平成30年度までの漁獲実績を基本としています。また、これを基準としたときには、漁獲可能量が非常に小さい都道府県に対して混獲管理のための漁獲可能量を配分するという規定となっています。

これを変えたのが左でして、まずは基礎比率を用いて配分することを基本とすることを書いてあります。そしてただし書きで、これをやると都道府県別の基礎配分を下回ってしまう都道府県にあっては、都道府県別基礎配分として必要な配分を行いますということに触れています。「さらに、国は、以下の①から⑦に掲げる上乘せ又は追加配分のために当初において一定の数量を確保し、調整する」という部分は、「配分の考え方」の改正の案に

記載された内容を、そのまま写したものです。

3 ページに入ります。

右の欄です。

「(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮」ですけれども、こちらは小型魚同様、既に実質役割が終わっているということで、今回削除したものです。

「3 漁獲可能量の繰越分について」では、これまで、W C P F C で別途の合意があった場合にはそれを適用しますという趣旨の一文が入っていました。これを今の W C P F C の状況を見て、もう必要ないということで、単純に削除したものです。

4 ページに移りまして、「5 国の留保からの配分」についてです。

こちらは小型魚同様、前管理年度の漁獲可能量の未利用分を繰り越したものは国の留保に入ることと、これを配分する際には都道府県を優先することを改めて明文化したところ です。

以上が資料 7 の説明です。

最後に当たりましてもう一度、繰り返しになりますけれども、今回の案につきましては今後、パブリックコメントにて一般の方から御意見をいただき、また、「配分の考え方」の案についての本日の審議を受けて、今後、事務局で必要な調整を行ってまいります。そしてこの案につきまして12月上旬の資源管理分科会で諮問させていただいて、御意見を頂戴したいということです。

事務局からは、以上です。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等ありましたら御発言よろしくお願ひいたします。

○日吉特別委員 お尋ねしたいことがあるんですけれども、小型の4ページの8のところ、2キロ未満のマグロについて明文化されたんですけれども、今までと——私たち定置はどういう対応をすればいいのか。

○資源管理推進室長 日吉委員、ありがとうございます。

ここの大事なポイントとして、まずは背景から申しますと、W C P F C において、まだまだ小型魚増枠を目指して今後も交渉していく中で、今回の増枠で、特に諸外国が懸念していた0歳の魚の漁獲が増えないようにしていくという約束ごとを、どうやって日本はやっていくのかということを記載したものです。

具体的にどうやっていくのかとなりますと、正にそれぞれの都道府県、これと同じものが都道府県基本方針にも書かれますので、それぞれの県の中でできることをやっていただくことになります。では、定置として何ができるのかについては、今後、国の中だとか県の中での話合いになります。

これは義務ではなく努力ということですので、努力の範囲内でできることをやっていただくことになります。ただ、なぜ我々がその努力をしなければいけないかというと、将来的にW C P F Cにおいて小型魚の増枠を勝ち取るためには非常に今回の頑張りが必要だということで、そういうことをまずスタートとして、この基本方針の中に書かせていただいたということです。

○日吉特別委員 ありがとうございます。

私たち、日本定置という沿岸で唯一の組織でありますので、その中でもこのことは注意させていただきたいと思います。

あと一つ、沖合の網漁も多分、マイワシをまいたりしたときにそういうものが入っている可能性もあると思いますけれども、沿岸だけではなく沖合の方々も、是非そういうことに対応していただきたいと思います。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

もちろん、まき網業界も、このコミットメントの実施については非常に私どもと協力的な関係でやっていきます。どういうことができるかについては、また折を見て何か御紹介できる機会があるかと思います。

○山川部会長 他に、いかがでしょうか。よろしいですか。

東村委員もよろしいですか。

特に御発言ないようですので、これにつきましてはこれぐらいにいたしまして、事務局は、次回までに今回出た意見を取りまとめてくださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。

議事（３）その他です。

事務局からは特にないということですが、委員の皆様から何かございましたらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

特になければ、今後の進め方について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○漁獲監理官 資料10を御覧ください。「今後のスケジュールについて」という1枚紙になります。

本日は、前回のくろまぐろ部会で委員の方々から出ました意見を事務局で整理したものを御報告させていただいた後に、令和7管理年度以降の配分の考え方及び資源管理基本方針の一部を変更する告示案について御議論いただいたところでございます。本日の議論を踏まえまして、配分の考え方の変更案の取りまとめの準備を進めてまいりたいと考えております。

また、資源管理基本方針の改正案に対するパブリックコメントについても手続きを進めてまいります。

御説明しましたとおり、パブリックコメントの実施を10月24日から11月22日まで予定しておりまして、その後、11月下旬をめぐりに開催予定の次のくろまぐろ部会におきまして、資源管理基本方針の改正案に対するパブリックコメントの結果報告を行った後に、本日委員の皆様から出た御意見も踏まえて事務局で作成する令和7管理年度以降の配分の考え方について、最終的な取りまとめを行っていただく予定としております。

取りまとめの結果につきましては、12月上旬から中旬をめぐりに開催する資源管理分科会に報告し、同分科会において審議、議決いただくことになります。

資源管理基本方針の改正と具体的な配分量につきましても、W C P F C 年次会合後のT A C 意見交換会の開催、同じく12月上旬から中旬をめぐりに開催する資源管理分科会への諮問を経て決定されることとなります。

説明は以上でございます。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。これをもちまして本日のくろまぐろ部会を終わらせていただきます。

御協力どうもありがとうございました。

午後4時21分 閉会